

公営企業部告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、
広島空港県営第一駐車場及び広島空港県営第二駐車場の使用料徴収事務を次のとおり委託し
た。

平成二十年三月三十一日

広島県公営企業管理者 中 村 博

委 託 を 受 け た 者	名 称	アミノマネジメントサービス株式会社
住 所	住 所	神奈川県横浜市港北区菊名七丁目三番二二号
委託した年月日 (委託期間)		平成二〇年三月二四日 (平成二〇年四月一日) 平成二三年三月三十一日